

■ 軽症高額該当申請の事例

①-1 新規申請の事例

R2年5月15日に軽症高額該当で新規申請を行う場合

受診年月	令和1年(R1)							令和2年(R2)					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
33,330円			○				○				○		

R1年6月1日～R2年5月15日までの期間に33,330円を超える月が3月以上あります。

5/15申請

①-2 新規申請の事例

R1年10月8日に指定難病を発症し、R2年5月15日に軽症高額該当で新規申請を行う場合

受診年月	令和1年(R1)							令和2年(R2)					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
33,330円							○	○			○		

10/8発症

算定期間は、指定難病の発症日(R1. 10. 8)以降になりますので、この場合は発症日から申請日までの期間となります。

R1年10月8日～R2年5月15日までの期間に33,330円を超える月が3月以上あります。

5/15申請

② 再申請の事例

重症度分類の要件を満たさず、R2年3月審査会で却下となった後、R2年5月15日に軽症高額該当で再申請を行う場合

受診年月	令和1年(R1)							令和2年(R2)					
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月
33,330円							○		○		○		

申請

3月審査会

R1年6月1日～R2年5月15日までの期間に33,330円を超える月が3月以上あります。

5/15
軽症高額で
再申請

※この場合の認定日は、再申請の受付日(R2年5月15日)になります。